

稚内市高齢者保健福祉計画。第7期稚内市介護保険事業計画を策定しました

本計画は、本市に暮らす高齢者の皆さんがそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを指し、市民、事業者、行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいく指針となるもので、保健福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定めています。その必要な施策と取り組みを総合的に進めていくよう、このたび、今年度から2020年度までの3年間の計画期間とする「稚内市高齢者保健福祉計画・第7期稚内市介護保険事業計画」を策定しました。計画書は、市長寿あんしん課、市立図書館、宗谷・沼川両支所でご覧になれるほか、市ホームページにも掲載しています。

平成30年度から介護保険料が変わります

社会全体で支える介護保険制度

介護保険料は、40歳以上の皆さんで保険料を負担し「介護を必要とする高齢者」にかかる負担を社会全体で支える保険制度です。

現在、介護サービスを受ける際には、1割又は2割の自己負担を支払い、残りの9割又は8割については50%が公費負担(国、北海道、稚内市)、27%が第2号被保険者(40〜64歳までの方)が納める保険料、残りの23%は第1号被保険者(65歳以上の方)が納める保険料で運営されています。

市全体の保険給付費(自己負担額以外の9割又は8割)は、第6期計画で69億

円でした。

第7期計画では、介護報酬の引き上げや第1号被保険者の負担率の増加などにより、保険給付費は約73億円に増加する見込みです。このことから、65歳以上の方の介護保険料については3年間を通じて財政の均衡が保たれるよう平成30年度から保険料額の改定を行いました。

介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は3年毎に見直します。「必要なサービス量」や「必要な費用負担額」などを見込み、高齢者人口や介護保険サービスを利用している方の人数等を基に基準額を決めています。

65歳以上の方の介護保険料(基準年額)の算定方法

必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分(23%) = 介護保険料基準額

稚内市に住む65歳以上の人数

問い合わせ先
市長寿あんしん課
☎23・6458

第7期計画での基準額は月額5250円となり、第6期計画の基準額より387円増額となっています。

※65歳以上の方には、7月中旬頃までに平成30年度の介護保険料決定の通知を送付しますのでご確認ください。

第7期(2018年度～2020年度)における介護保険料一覧

※下の表は、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料です

所得段階	本人の課税区分等	世帯の課税区分	基準額に対する割合	保険料額(単位:円)	
				月額	年額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額+合計所得金額80万円以下(本人非課税)	市民税【非課税】	0.45	2,363	28,400
第2段階	公的年金等収入額+合計所得金額80万円超120万円未満(本人非課税)		0.65	3,413	41,000
第3段階	第1段階、第2段階に該当しない方(本人非課税)		0.65	3,413	41,000
第4段階	公的年金等収入額+合計所得金額80万円以下(本人非課税)	市民税【課税】	0.75	3,938	47,300
第5段階	第4段階に該当しない方(本人非課税)		1.00	5,250	63,000
第6段階	合計所得金額120万円未満(本人課税)		1.10	5,775	69,300
第7段階	合計所得金額200万円未満(本人課税)		1.25	6,563	78,800
第8段階	合計所得金額300万円未満(本人課税)		1.50	7,875	94,500
第9段階	合計所得金額500万円未満(本人課税)		1.75	9,188	110,300
第10段階	合計所得金額500万円以上(本人課税)		2.00	10,500	126,000

高齢者のための在宅療養パンフレット「いそまじもいそまじも」をいそまじもいそまじもに活用ください

市では、医療と介護のサービスを必要とする高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、稚内の在宅医療と介護に関するパンフレットを発行しました。

在宅療養とはどういうものか、市内で在宅療養を支える専門職の紹介や、在宅療養についての相談先、訪問診療、訪問看護、服薬相談、訪問歯科診療などの内容、介護保険の在宅サービスの受け方などを載せています。

ぜひ、ご活用ください。



問い合わせ先
市長寿あんしん課
(地域包括支援センター)
☎23・85805

設置場所

- 保健福祉センター
- 市役所1階総合窓口課
- 病院・診療所・薬局
- 市立図書館
- 各地区活動拠点センターなど

お困りではありませんか? 暮らしの豆知識 ⑳

◆「お試し」のつもりが定期購入に

ネット上やホームページ上などで、「健康に良い」「ダイエット効果あり」「有名女優も使用」などとうたう広告を見て、通常価格より安い価格で商品を購入したところ、実際は定期購入が条件の契約だったというトラブルが起きています。



「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などの表示が強調されており、一定期間の定期購入が条件であることや定期購入期間内は解約を受け付けないことが、他の情報より小さい文字で画面の最後に表示されていたり、注文画面とは別のページに表示されていたりする場合があります。

【被害に遭わないために】

商品を注文する前に、「定期購入が条件になっていないか」「定期購入期間内に解約が可能か」「解約の申し出先や方法」など契約内容や解約条件についての表示を確認し、慎重に判断しましょう。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号
(保健福祉センター2階)
☎23-4133
平日10時～16時